

鏡野町臨時職員の募集について

平成25年4月1日採用の鏡野町臨時職員を次の通り募集します。

【募集職種及び人数】

看護助手 1名
調理員 2名

【勤務地】

鏡野町国民健康保険病院

【受験資格】

看護助手 ホームヘルパー1級又は介護福祉士の資格を有する者
調理員 資格不問
共通 地方公務員法第16条に規定するに規定する欠格条項に該当しない者

【試験日】

平成25年3月2日(土)

【試験内容】

作文・面接

【試験会場】

鏡野町国民健康保険病院(鏡野町寺元365)

【応募方法】

提出書類 市販の履歴書(必要事項を記入の上、写真を貼り付けたもの)

受付期間 平成25年2月5日(火)～2月22日(金)

受付場所 鏡野町国民健康保険病院事務所

担当 上山へ提出

【個人情報の取扱い】

提出していただいた個人情報は採用試験のみに使用します。なお、採用が決まった方の個人情報については、採用後、人事管理のため引き続き利用します。

その他の方の個人情報は、採用試験後、速やかに廃棄します。

お問い合わせ先

鏡野町国民健康保険病院
(鏡野町寺元365)

電話(0868)54-0011

FAX(0868)54-0164

事務長 上山

転出届・転入届をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引越しの多い季節になりました。鏡野町から転出される方は転出日の前後14日以内に、転入される方は転入した日から14日以内に、それぞれの手続きを行ってください。



こんなときは	届出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引っ越してきたとき	転入届	引っ越してから14日以内	転出証明書(前住所地の市区町村長発行のもの)、届出人の印鑑、国民年金手帳、住民基本台帳カード(発行を受けている方のみ)
鏡野町内で引っ越したとき	転居届	引っ越してから14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証、住民基本台帳カード(発行を受けている方のみ)
鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	転出届	引っ越しをする14日前から届出が可能	届出人の印鑑、国民健康保険証、印鑑登録手帳(印鑑登録をしている方のみ)、住民基本台帳カード(発行を受けている方のみ)
世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併	世帯変更届	変更のあった日から14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証

・転出届をされまますと転入先へ提出する「転出証明書」を発行します。この証明書を持って、新しい住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。
・右記の届出は、本人または世帯主が届け出るのが原則です。引越しをする人とは別の世帯の方が届け出る時は、本人または世帯主の委任状が必要です。
・窓口に出出に來られた方の本人確認をさせていただきます。免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きのものをご持参ください。
・国民健康保険証・国民年金手帳は、加入されている方のみ必要になります。
・介護保険・後期高齢者医療保険・乳幼児医療・子ども手当等に該当する方は、それぞれについて手続きが必要です。くわしくは本庁住民税務課及び各振興センター、または新住所地の市区町村へおたずねください。

お問い合わせ先

本庁 住民税務課 住民窓口係

電話(0868)54-2985

奥津振興センター

電話(0868)52-2211

上齋原振興センター

電話(0868)44-2111

富振興センター

電話(0867)57-2111